

漁村地域に適した被災者住宅再建支援の拡充を ——被災者の視点に立った住宅再建と地域の復興——

専任研究員 鴻巣 正

1 はじめに

被災地における復興まちづくりは、防災集団移転ありきで進められてきたといえる。これには、高台にあった住宅が津波被害を回避できたこと、防災集団移転は被災者への支援が手厚いとみられてきたことが大きかった。

しかし、津波被害の大きかった岩手県、宮城県の三陸沿岸は、漁業集落が圧倒的に多く漁業者の被害が大きかった地域である。防災集団移転は、被災漁業者にとって必ずしも適格的とはいえない面があり、漁村地域に適した住宅再建支援の拡充が喫緊の課題といえる。

本稿では、被災者の視点に立った住宅再建が求められるなかで、漁村地域に適した住宅再建支援について考えてみたい。

2 漁村地域における事業の状況

(1) 防災集団移転の特徴と課題

防災集団移転促進事業(以下「防集事業」)は、災害危険区域を指定し、移転促進区域にある住居の集団移転を促す施策であるといえる。移転促進区域にある宅地等は、建築制限や土地利用規制を課し、市町村が公共用地として収用し、移転を促すものである。移転者は、新たな造成地に土地を購入し、住宅を建設する負担を強いられる。

防災集団移転は、防集法(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律)に基づく適用があった。しかし、要件や補助対象、土地の買取り、税制上の取

扱いなどが画一的で、地域の様々な状況に柔軟に対応できない面がある。こうしたなか、市町村の条例により第2種、第3種の災害危険区域を設け、居住を容認するところもでてきており、漁村地域にとっては実態に即した措置として一步前進といえる。

(2) 漁業集落防災機能強化事業の役割

漁業集落防災機能強化事業(以下「漁集事業」)は、水産基盤整備事業のメニューとして、漁業集落環境整備事業が基になっており、震災復旧では、奥尻島での適用事例があった。今回、復興交付金の基幹事業に取り入れられ、復興特別区域法を根拠とする事業となった。

漁集事業でも、防集事業の優れた面を取り入れる方向になっている。また、市町村では、地方自治法第241条に基づく基金事業で、防集事業に類する事業ができるよう手当てしているところもある。漁集事業でも、市町村によって運用は異なり、条件付きで土地の買取りをおこなうところもある。さらに、漁集事業でも宅地造成をおこなうこともでき、例えば、岩手県では40地区のうち36地区において漁集事業で宅地造成をおこなう。

当初は、防集事業のほうが、被災者支援が手厚いとみられてきたが、2013年3月の特別交付税による支援措置で、状況がかわってきている。

3 漁村地域における被災漁業者の傾向

(1) 自力再建の方向

防集事業は、都市計画に基づく市街化区域

向きの事業で、様々な点で漁村地域には適さない面がある。例えば、漁村地域は土地の評価額が低いうえに、公共用地の収用となるので買取価格はさらに低くなる。漁業者は、元々漁港周辺に居住したいという意向も強い。このため、漁業者の場合、防集事業によらず、自力再建や補修を選択する方向が強くなっている。

(2) 災害公営住宅への非居住

災害公営住宅は、漁家の世帯構成や作業環境を考慮したものではなく、漁業者の居住にあわない面がある。特に専業漁家の場合、災害公営住宅への入居希望は少ないとみられる。また一旦入居したとしても、数年後に空きがでるという可能性もある。

このため、漁村地域では、被災者住宅再建支援の根幹である防災集団移転と災害公営住宅が機能しないという地域がでてくる。

4 被災者の視点に立った住宅再建の課題

(1) 復興交付金の使途

復興交付金事業は、縦割りの弊害がでており、使い勝手の悪い交付金化している面は否めない。このままでは、開発業者のための防集事業になってしまう懸念がある。また、移転元の跡地利用の問題も残る。

事業計画と工程表をつくることが優先され、被災者、住民の意向を聞いたといっても肝心の部分が抜け落ちている。特に、土地の買取価格への住民の失望がでるとみられる。

(2) 被災者の状況との不適合

災害公営住宅には、高齢者の入居が多くなる。高齢者には、鉄筋数階建の住宅は不便で

ある。高齢者の入居を見越して、むしろ老人福祉施設を併設したほうがよいという住民要望も強いが、現在の事業では対応できない。

さらに、住宅支援が、利子補給事業に偏重しすぎる面がある。住宅再建のための借入ができない被災者が多数存在する。二重債務の問題もあるし、被災者の生計をどのように支えていくかが先立つ課題である。漁業者の場合も、漁業収入を回復させることが先で、現状では新規に住宅借入をおこなうような状況ではなく、利子補給以前の問題がある。

5 おわりに

復興事業は、あくまで被災者一人ひとりが立ち直り、地域の復興を実現するものでなくてはならない。被災者の置かれている現実を直視し、被災者が抱えている困難を克服するものでなくてはならない。そのためには、現実的、柔軟で弾力的な事業対応と支援措置の拡充が不可欠である。

事業計画と工程表が自己目的化して進んでいる状況があるが、少なくとも復興交付金を市町村の裁量で弾力的に使えるようにすることが不可欠である。次善の策としては、震災復興特別交付税による基金事業の拡充である。現状では、基金事業のほうが、被災者ニーズに対応している。具体的には、基金事業による自力移転や現地再建、補修等への助成拡充などである。

被災状況も地域や住民の置かれた状況も様々な違いがあるなかで、被災者の視点に立った住宅再建と地域の復興が望まれる。

(このす ただし)